

平成元年

厚生年金保険法の現行制度の堅持に関する意見書

平成元年 6月 定例会議決

厚生年金の支給開始年齢を段階的に65歳に繰り延べることを内容とした「国民年金法等の一部を改正する法律案」が今国会に提出されております。

しかしながら、我が国ではいまだ60歳定年制は定着したとはいいがたく、こうした中で厚生年金の支給開始を65歳とすることは、年金を主たる収入源とする国民の老後の生活を脅かすものであります。政府は、雇用と年金の相関関係を考慮し、厚生年金保険法の現行制度を堅持されますよう要望します。

また、高齢化社会の進行による公的年金全体の財政状況の逼迫を理由とする保険料の段階的引き上げは、国民に大きな負担を強いるものであります。年金財政については、国家財政の徹底的見直しをはかり、国民の合意が得られる負担のあり方を検討されると共に、高齢化社会に備え安定した年金財政の確立をはかられるよう要望します。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成元年 6月30日

提出者 松尾 剛

賛成者 森下 智 岡 明男 寺本 久雄 小川多嘉士 中沢 吉次

在宅介護福祉制度の確立に関する意見書

平成元年 6月 定例会議決

今や我が国は、国民の平均寿命も大幅に伸び、世界有数の長寿国といわれるようになりました。このことは、誠に喜ばしいことでありますが、反面、本格的な高齢化社会の到来を目前にして多くの国民は老後の生活に不安を抱えていることも事実であります。

とくに近年、寝たきり老人あるいは、痴呆性老人等を介護されている家庭が増加の一途をたどっており、これら家族の経済的、肉体的、精神的負担は、はかりしれないものがあります。

こうした状況の中、要介護老人の対応については、今後ますます重要な国民的課題となることは確実であり、一日も早く適切な施策が望まれるものであります。

よって政府は、在宅介護福祉制度確立のため、国の制度として「介護手当制度」を早急に創設されますよう要望します。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成元年 6月30日

提出者 松尾 剛

賛成者 森下 智 岡 明男 寺本 久雄 小川多嘉士 中沢 吉次

平成元年度米穀政策・価格対策に関する意見書（本文省略）

平成元年 6月 定例会議決

人事院勧告早期完全実施を求める意見書（本文省略）

平成元年 9月 定例会議決

福井地方・家庭裁判所小浜支部の存続を求める意見書

平成元年 9月 定例会議決

最高裁判所は、昨年12月、法曹三者協議会において、全国58庁に上る地方裁判所・家庭裁判所支部の統廃合案を提示した。

しかしながら、地方裁判所及び家庭裁判所の支部は、地域にあって、住民の人権を擁護し裁判を受ける権利を保証する場として利便性を最優先に考慮して設置されているものであり、もっぱら効率性のみを重視した統廃合は、地域住民の時間的、経済的負担を増大させるとともに、憲法上、国民に保証された裁判を受ける権利を阻害することが懸念される。

裁判機構の整理統合、合理化は、主権在民という法の下での平等を実質的に奪い、特に本県小浜支部の統廃合は地域性からして、嶺南住民に極めて不便を強いることになる。

よって、国におかれては、これら機関が地域社会に果たしている役割、重要性を認識され、福井地方・家庭裁判所小浜支部を人的、物的に一層充実強化され、存続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成元年 9月27日

提出者 村上 一司
賛成者 山藤 貞雄 森下 智 岡 明男 寺本 久雄 小川多嘉士 中沢 吉次

政治浄化と信頼回復に関する決議

平成元年 3月 定例会議決

今般の国会におけるリクルート疑惑問題は、さまざまな議論を呼び、国民の政治不信を招いている。政府におかれては、この疑惑の解明と、政界官界等、特別な利益を受けることのないよう政治改革を推進され、これが防止策を講じることにより、国民の政治に対する信頼を早期に回復されるよう要望する。

以上決議する。

平成元年 3月 23日

提出者 森下 智
賛成者 坂下 均 岡本 治 浜岸 利一

平成 2年

平成 2年度米穀対策に関する意見書

平成 2年 6月 定例会議決

小浜市は、良質米主産地として地域社会経済に大きな役割を果たしています。

しかし、米を取り巻く環境は、一段と強まる市場開放の圧力、市場原理導入による米管理の改変など極めて厳しく、農業者は先行きに強い不安を抱えています。

よって、農業者が安心して営農にいそむことができる施策の確立をはかるよう下記事項について要請致します。

記

1. 安心して営農にいそしめる水田農業の確立をはかること。
2. 生産者米価並びに良質米奨励金は現行を維持すること。
3. 米の完全自給体制を確立し、米の市場開放は断じて行なわないこと。
4. 食管制度の基本堅持のもと、市場原理の導入は行なわないこと。
5. 水田農業が、国土保全や地域社会、経済に果たす役割を広く国民に啓発すること。

上記のとおり、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成 2年 6月 25日

提出者 浜岸 利一
賛成者 村上 一司 森下 智 岡 明男 寺本 久雄 小川多嘉士 中沢 吉次

原爆被爆者等援護法即時制定に関する意見書

平成 2年 12月 定例会議決

人類史上最初の原爆の犠牲となった広島並びに長崎の被爆者たちは45年を経た今日、いまなお被爆者のみが体験する深い悩みに苦しんでいる。

原爆被爆者は、あの地獄の体験を二度と再び他の人々に味あわせてはならないという強い願いをこめ、今日まで原爆被爆者援護法の制定を要請してきた。

本年は被爆45年を迎え、原爆被爆者も高齢となっている今日、国家補償の援護法制定は一日も待てない切実な要求となっている。

この被爆者の悲願にこたえ、国が原爆被爆者等援護法をすみやかに制定されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成 2年 12月 21日

提出者 森下 智
賛成者 山本 肇 富永 一夫 浜岸 利一 宮川 建一 深谷 嘉勝 寺本 久雄
小川多嘉士 石橋 和彦

ゆとり宣言に関する決議

平成 2年 3月 定例会議決

すべての国民が生活にゆとりをもち、充実した自由な時間と潤いのある生活をおくることができるようにすることは、人間性豊かな社会の建設にとって重要なことでもあります。

しかし、欧米諸国に比較してわが国の労働時間は長く、このことが、勤労国民の「家庭の幸せ」づくりの支障となり、また豊かさが実感できない要因ともなっております。

特に、福井県は全国比較でも 1、2位を争う長時間労働県といわれており、全県民が一体となって克服しなければ

10. 意見書・決議書一覧

ならない課題となっております。

週に2日は仕事の手を休み、時には長い休暇を楽しみ、団らんのある暮らしがおくれるよう生活環境の整備、条件整備等に全力を尽くし国民生活の向上のために、ゆとりと豊かさを実現するよう決議する。

平成2年3月23日

提出者 石橋 和彦

賛成者 山藤 貞雄 森下 智 岡 明男 寺本 久雄 中沢 吉次 小川多嘉士

非核平和都市宣言に関する決議

平成2年9月 定例会議決

真の恒久平和は人類共通の願いである。

今日、軍縮への努力とその成果は見られるものの、依然として核兵器の脅威は世界平和に深刻な影響をもたらしている。

我が国は、世界最初の被爆国として、再び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない歴史的使命を担っている。

私たちは、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を市民生活の中に生かし、この精神を子々孫々に継承しながら、非核3原則を堅持し世界の恒久平和実現のため、ここに「非核平和都市宣言」をする。

以上、決議する。

平成2年9月28日

提出者 石橋 和彦

賛成者 村上 一司 森下 智 岡 明男 寺本 久雄 中沢 吉次 小川多嘉士

平成3年

平成3年度米穀対策に関する意見書（本文省略）

平成3年6月 定例会議決

看護婦等の確保対策に関する意見書

平成3年6月 定例会議決

近年、医療の高度化・専門化、人口の高齢化等の進展に伴い、保険医療の重要な担い手である看護婦等の不足が顕在化している。また、今後、施設福祉、在宅福祉および訪問看護の推進など、福祉施策が一層拡充されることにより、看護婦等の需要はますます増大するものと予想される。

本市においても、看護婦等の確保に努めているところであるが、厳しい就労環境の中で、不足の状況であり、このままでは市民の医療・福祉面への影響が懸念されている。

よって、魅力ある職業としての人材確保とその定着を図るため、養成所運営事業・ナースバンク事業への助成強化、労働時間短縮への対応など、看護婦等の確保対策をさらに充実・強化されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成3年6月21日

提出者 伊勢謙次郎

賛成者 木橋 正昭 河端 勝次 岡 明男 小川多嘉士 岡尾 正雄

第8次治山事業五箇年計画の策定に関する意見書

平成3年9月 定例会議決

治山事業は国土の保全、水資源の涵養、生活環境の保全等を通じて、地域住民の生活の向上に密接に結びついたものであり、生活基盤整備の中でも、優先的に実施すべき根幹的事业である。

本市においては、これまで荒廃森林の整備などについて、造林、植林等を積極的に進めてきたところであるが、幾度となく山地災害に見舞われ、人命をはじめ施設等に大きな被害を受けており、治山事業の重要性を痛感している。

よって、政府におかれては、平成4年度を初年度とする「第8次治山事業五箇年計画」を策定されるに当たり、積極的に所要の投資規模を確保するとともに、総合的な森林整備による水源涵養の増進、安全で緑豊かな生活環境の保全等を強力に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成3年9月27日

提出者 深谷 嘉勝

賛成者 木橋 正昭 福本 晃 岡 明男 小川多嘉士 岡尾 正雄

官公労働者の早期賃金決定と労働時間短縮を求める意見書

平成3年9月 定例会議決

官公労働者の賃金決定制度は、法的手続等の関係により民間より極めて遅い精算となっており、このことは公務員のみならず年金、恩給受給者等に少なからず影響を与えている。

また、国際労働機関（ILO）の勧告を踏まえ、労働時間の短縮など先進国にふさわしい労働条件の確保については、地域住民の生活にゆとりを生み出し、多様性に富んだ豊かな暮らしの実現のため最も重要である。

よって、政府におかれては、官公労働者の早期賃金決定と労働時間短縮を速やかに講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成3年9月27日

提出者 森下 智

賛成者 木橋 正昭 福本 晃 深谷 嘉勝 小川多嘉士 岡尾 正雄

日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書

平成3年9月 定例会議決

わが国にとって、朝鮮問題は重要な課題の一つであるが、約半世紀の間未解決のままとなっている。

このような中において、昨年自由民主党、社会党代表団の訪朝、共同宣言がなされるなど国交正常化の糸口が見出されたところである。

また、日・朝間の関係を正常化し、発展させることはアジアはもとより世界の平和と繁栄に寄与するものである。

よって、政府におかれては、国際的、外交的に道理ある見地に立って日・朝両国間の国交正常化の早期実現に向け、一層の努力をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成3年9月27日

提出者 森下 智

賛成者 宮川 建一 福本 晃 深谷 嘉勝 小川多嘉士 岡尾 正雄

原子力発電所の安全対策に関する決議

平成3年3月 定例会議決

関西電力美浜発電所2号機において、去る平成3年2月9日発生した蒸気発生器の細管破断事故は、我が国で初めて緊急炉心冷却装置が作動し、地域住民に大きな不安と危惧の念を与えた。

この事故で、これまで起きないとされていた瞬時の細管破断事故が現実になり、しかも現在の検査技術では、その前兆を発見することができなかったことで、改めて、これまでの定期検査・安全基準の在り方に大きな問題をなげかけた。

このような事故が再び発生することのないように、国民生活の影響を考慮した上で美浜2号機と同型の原子炉の事故原因の徹底究明を行なうとともに原発の定期検査基準・原子炉の停止基準など安全確保のために必要な基準の見直しを図り、防災体制を確立し、安全対策に万全を期するよう強く要望する。

記

1. 事故原因の徹底究明と通報連絡体制の確立。
2. 今回の事故は、地域住民にはかり知れない不安とマイナスイメージを与えた。これが信頼回復のために万全を期すること。
3. 安全確保等に関する協定については、周辺市町村も立地市町村並みとすること。

以上、決議する。

平成3年3月19日

提出者 村上 一司

賛成者 山本 肇 富永 一夫 浜岸 利一 宮川 建一 岡 明男 寺本 久雄

小川多嘉士 石橋 和彦

平成4年

平成4年度水田農業政策対策に関する意見書

平成4年6月 定例会議決

小浜市の農業者は、我が国の農業諸政策を積極的に支援し、かつ良質米の生産に日夜努力してきたところである。しかし、米をめぐる国内・外からの市場開放圧力の強まり、価格の低迷に加え、担い手の不足など、極めて厳しいものがある。

かかる現況の中で、当地の農業者が米の国内自給を堅持し、将来展望に立った水田農業が営まれるよう下記事項の

10. 意見書・決議書一覧

実現を強く要望する。

記

1. 米の市場開放は阻止すること。
2. 生産者米価は、生産者意欲の喚起の上からも引き上げること。
3. 自主流通対策費は現状を維持すること。
4. 将来展望に立った水田農業政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年6月22日

提出者 松尾 剛

賛成者 伊勢謙次郎 河端 勝次 深谷 嘉勝 小川多嘉士 岡尾 正雄

官公労働者の1992年度賃金早期決定と労働時間短縮を求める意見書（本文省略）

平成4年6月 定例会議決

国民の祝日「海の日」制定を求める意見書

平成4年9月 定例会議決

我が国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、海は、我々日本人の食生活に不可欠の水産物の調達をはじめ、国民生活に欠くことのできない多くの物資を海上輸送によって確保し、貿易立国としての我が国を支えてきた。一方、海は国民の憩いの場として、釣りや海水浴等を通じて親しまれており、今後マリレジャーの場としても期待をされている。

このように、日本国民と海との歴史的及び社会的なつながりは深く、国民が海の大切さを理解すると共に、その恩恵に感謝し、さらに国際社会に向けて、海の利用と安全及び環境保全の観点から、7月20日を「海の日」とし国民の祝日として制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年9月28日

提出者 野村 定彦

賛成者 伊勢謙次郎 河端 勝次 深谷 嘉勝 岡尾 正雄

第11次道路整備五箇年計画の財源確保に関する意見書

平成4年9月 定例会議決

道路は、地域住民の生活、福祉の向上、経済文化の交流等の発展を図る上で重要な役割を果たす施設である。

とりわけ本市は、近畿圏との最短距離にある地理的条件から、道路に対する依存度が高いにもかかわらず、道路整備が立ち遅れているためその整備を求める市民の声は切実なものがある。

よって、政府におかれては、道路整備の重要性を深く認識され、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 第11次道路整備五箇年計画の策定にあたっては、市民の切実な要望に応えるため、総投資規模76兆円を確保すること。
2. 道路特定財源の揮発油税、自動車重量税等は全額道路財源に充当すると共に、一般財源を大幅投入する等道路整備財源の充実を図ること。
3. 地方公共団体の道路整備財源の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年9月28日

提出者 河端 勝次

賛成者 伊勢謙次郎 深谷 嘉勝 小川多嘉士 岡尾 正雄

農業農村整備事業促進に関する意見書

平成4年9月 定例会議決

農業農村整備事業は、生産性の向上を通じて力強い農業を実現し潤いと活力のある農村を建設する一方、農村地域社会の発展と国土や自然環境の保全に多大の役割を果たしている重要な事業である。

また、農業は国の経済の発展と国民生活の安定の上で、基本的かつ多面的な役割を果たしている。

このため、本市では農業農村整備事業をより一層強力に推進し、良好な生活環境の拡充と生産性の向上を図り、ゆとりと特色のある農業基盤の確立をめざし、各般の施策を推進しているところである。

よって、政府におかれては、農業農村整備事業に関する予算枠の拡大と、農家負担の軽減について格段の措置を講

じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年9月28日

提出者 岡尾 正雄

賛成者 伊勢謙次郎 河端 勝次 深谷 嘉勝 小川多嘉士

佐川急便疑惑の全容解明と政治改革の早期実現を求める意見書

平成4年12月 定例会議決

佐川急便疑惑は、ロッキード事件、リクルート疑惑等と同様、金権政治の構造を如実に示しており、国民の強い政治不信を招き、我が国の民主政治の根幹にかかわる重大な問題である。

政治に対する国民の信頼を回復するため、疑惑の解明とともに、この種の事件の再発を防止する抜本的対策を講ずる必要がある。

よって政府は、国民の信頼と付託にこたえる真の政治を確立するため、次の措置を速やかに講じられるよう強く要求する。

記

1. 事件にかかわる疑惑について、検察は厳正な捜査を行い、検察の不信解消に努めるとともに、暴力団関与問題を含めた疑惑の全容を解明すること。
2. 事件の再発防止を図るため、企業、団体の政治献金の規制、罰則の強化、政治資金規制制度の抜本的改正を早期に行うこと。
3. 政治倫理の確立、政治改革に必要な措置を早急に講ずること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年12月9日

提出者 野村 定彦

賛成者 伊勢謙次郎 河端 勝次 深谷 嘉勝 小川多嘉士 岡尾 正雄

義歯に対する歯科保険医療制度の改善を求める意見書

平成4年12月 定例会議決

我が国は、今後ますます長寿社会に進むと予想されているが、健康な口腔での食生活は人生において重要であり、不可欠なものとなっている。

日本人の義歯人口は1,000万人ともいわれ、特に高齢者の多くが入れ歯を必要としている。

しかし、現行の保険制度による義歯診療では、材質的には必要な水準が確保されているものの、制作工程や調整に十分な時間をかけることができず、よい入れ歯を求める国民の要望に対応できていない現況にある。

よって政府は、だれもが医療保険で良い入れ歯が入れられるよう歯科診療報酬の義歯保険点数の抜本的改善を強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年12月19日

提出者 松尾 剛

賛成者 伊勢謙次郎 河端 勝次 深谷 嘉勝 小川多嘉士 岡尾 正雄

2兆円規模の所得減税等を求める意見書

平成4年12月 定例会議決

我が国の経済は、バブル崩壊後低迷が続いており、未だ回復の兆しが見出されておらず、この影響は地方経済にも波及している。

また、景気後退に伴い賃金の伸び率低下も加わって、勤労者の所得も鈍化を来している。

国が目ざしている内需拡大による景気回復は、減税等のより国民の購買力をたかめ、消費拡大を図ることが最も効果的である。

よって政府は、2兆円規模の所得減税等について早急に実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年12月19日

提出者 野村 定彦

賛成者 伊勢謙次郎 河端 勝次 深谷 嘉勝 小川多嘉士 岡尾 正雄

平成5年

第4次土地改良長期計画の推進に関する意見書

平成5年9月 定例会議決

農業農村整備事業は、国民の食糧を安定的に供給していることはもとより、潤いと活力ある農村の建設、国土や自然環境の保全等に多面的な役割を果たしている重要な事業である。

本市においては、これまで農業生産基盤を整備し農業の省力化を実現するとともに、農村と都市部との生活環境基盤の均衡ある整備を図るため、各般の施策を積極的に推進しているところである。

しかしながら、農村地域は過疎化・高齢化の進行、農産物価格の低迷、農産物の輸入自由化など極めて厳しい状況にあり、今後力強い農業の展開を図るための生活基盤のより一層の充実と、環境基盤整備の推進による農村の活性化等が緊急の課題となっている。

よって、政府におかれては、農業農村基盤整備事業を積極的に推進するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1. 平成5年4月9日に閣議決定された第4次土地改良長期計画の推進に努めること。
2. 平成6年度における農業農村整備事業の予算枠を拡大すること。
3. 農業農村整備事業の公益的役割に鑑み、農家負担の軽減措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年9月30日

提出者 岡 明男

賛成者 木橋 正昭 深谷 嘉勝 小川多嘉士 岡尾 正雄

児童福祉法に基づく保育制度の拡充を求める意見書

平成5年9月 定例会議決

近年我が国の人口の高齢化、核家族化の進行とともに、社会福祉サービスに対する要望も多様化いたしており、特に、働く父母にとっては保育所はますます大切な施設として、その活用が期待されている。

しかしながら、児童保護措置費については、国庫負担率の減により、地方自治体の財政圧迫の一因となっている。

また、政府が「保育の多様なニーズに応える」として次々に打ち出している一時的保育事業、夜間延長保育等の経費は措置費に組み入れられず、現在の「最低基準」に示されている職員配置ではその実施は困難な状況である。

よって、政府におかれては、次の事項について改善を講じられるよう強く要望する。

1. 国の責任を定めた児童福祉法に基づく保育制度を堅持すること。
2. 保育所制度を一層充実するため国の予算を増額すること。
3. 保育所職員配置数の「最低基準」を大幅に改善すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年9月30日

提出者 浜岸 利一

賛成者 木橋 正昭 岡 明男 小川多嘉士 岡尾 正雄

年金制度の改善に関する意見書

平成5年9月 定例会議決

日本人の平均寿命は、生活の向上、医療の進歩などにより男女とも世界最長寿国となっており、今後ますます高齢化が進むことが予想される。こうした状況下において、老後の生活を支える年金制度の充実・改善が強く求められている。

しかしながら、現行の公的年金制度は、安心して老後を送れるものとなっていない。また、無年金者や保険料免除者で3分の1の年金しか受給できない者は全国で数百万人いるといわれている。

よって、政府におかれては、長い間社会発展に貢献し今日の日本を築いてきた高齢者の生活安定のため、次の事項について改善を講じられるよう強く要望する。

1. 「最低保障年金制度」を創設し、年金制度の充実を図ること。また、創設されるまでの間、現行の国民年金の支給額を大幅に引き上げるとともに、保険料、掛金を軽減すること。
2. 国民年金、厚生年金、共済年金は「最低保障年金」に上積みし、健康で文化的な生活ができる年金額に引き上げること。
3. 労働者の雇用実態を考慮し、厚生年金、共済年金等の支給開始年齢の繰り延べを行わないこと。また、公的年金の支給開始年齢は60歳とすること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年9月30日

提出者 浜岸 利一

賛成者 木橋 正昭 岡 明男 小川多嘉士 岡尾 正雄

公務員労働者の新賃金早期決定を求める意見書（本文省略）

平成5年9月 定例会議決

消費者のための製造物責任法の制定を求める意見書

平成5年9月 定例会議決

近年、商品の大量生産や多様化、技術の高度化、モデルチェンジのサイクルの短縮化が進む中で、安全性等に十分配慮された商品が出回っているとは言い難い状況である。

こうした中、消費者が欠陥商品により被害をこうむった場合、その被害から消費者をすみやかに救済することは、極めて重要な課題である。

しかしながら、現行法のもとでは製造者の過失責任や因果関係については、消費者自らがこれを立証しなければ、被害の救済を受けることは極めて困難であるのが実情である。

よって、政府におかれては、製造物責任制度が商品の安全性確保の向上につながることを深く認識され、消費者の利益と安全を守り消費者重視の社会実現のため、製造物責任法を制定され、制度の充実が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年9月30日

提出者 浜岸 利一

賛成者 木橋 正昭 岡 明男 小川多嘉士 岡尾 正雄

200海里体制の早期確立に関する意見書

平成5年12月 定例会議決

今や国際的には200海里体制が定着し、公海上においても規制が一段と強化され、漁業の継続的發展にとって資源管理の実行が基本的命題となっており、我が国は官民一体となり「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」を推進している。

このような情勢の中、我が国周辺での永年に亘る韓国漁船の違反操業及び中国漁船の無秩序操業等により、資源、漁場は荒廃の危機にさらされ、漁業経営は著しく悪化しており、漁業政策の遂行・漁村の活性化等の上で憂慮すべき状況にあり、このことは本市漁業にも多大の被害と混乱を与えている。

よって、政府におかれては、次の事項について早急に実現されるよう強く要望する。

記

1. 抜本的解決を図るため可及的速やかに200海里制度を全面適用すること。
2. 200海里制度適用の早期実現が困難な場合の過渡的措置として、平成6年度末の日韓自主規制措置の期限を機に、日韓間において水産資源の保護・管理の実効が期待できる「資源管理水域（仮称）」制度を実現すること。
3. 日中間においても「資源管理水域（仮称）」制度の導入を含め、中国漁船の操業ルールの確立をすること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出すること。

平成5年12月22日

提出者 岡 明男

賛成者 木橋 正昭 深谷 嘉勝 小川多嘉士 岡尾 正雄

コメの国内自給、食料の安全・安定供給確立に関する意見書

平成5年12月 定例会議決

今年は冷夏、長雨と台風等による農作物の被害は大きく、戦後最悪の凶作となり、政府は冷害対策とコメの緊急輸入を決定した。

さらに、国会においてコメの自給方針を、再三、決議確認したにもかかわらず、コメ市場の部分開放案を受け入れる決定をされたことは、誠に不本意であり遺憾に耐えない。

日本農業の根幹でもあるコメが、市場開放をされれば生産者のみならず消費者をふくめ、国民全体に与える影響は多大である。

福井県における農業粗生産額は69%以上がコメであり、市場開放による稲作の放棄が水田の荒廃に拍車をかけ、農業が果たして来た多面的な機能を失うこととなる。

また、主食であるコメを海外に依存するならば、世界的な人口増加による食料不足が憂慮される中で、量・価格の不安定さに加え、残留農薬などの安全性の上からも大きな問題を抱えている。

よって、政府におかれては、食料管理制度の機能化を図り、備蓄制度の確立、価格政策・減反政策を見直すとともに、コメの輸入に際しては安全性の確保に万全を期すなど、コメの国内自給率の向上、食料の安全・安定供給確保について早急に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

10. 意見書・決議書一覧

平成5年12月22日

提出者 岡 明男

賛成者 木橋 正昭 深谷 嘉勝 小川多嘉士 岡尾 正雄

景気対策・減税、雇用対策、年金問題に関する意見書

平成5年12月 定例会議決

わが国の経済情勢はきわめて厳しく、国民の暮らしは長引く不況のために危機に陥っている。この厳しい状況を打破するには景気の回復が待たれるところであり、個人消費の喚起による景気対策が急務となっている。

また、年金問題については、年金審議会が10月12日審議結果を答申したが、年金支給開始年齢については両論併記となり結論が先送りとなっている。

よって、政府におかれては、次の事項について早急に実施されるよう強く要望する。

記

1. 個人消費の喚起による景気対策として所得税減税を実施すること。
2. 雇用調整助成金の拡充とその弾力的運用をはかり、雇用対策の徹底を図ること。
3. 年金の支給開始年齢は60歳を堅持し、定年年齢と連結すること。
4. 公務員労働者の賃金引き上げについて早期支払いに向けて取り組むこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年12月22日

提出者 伊勢謙次郎

賛成者 木橋 正昭 岡 明男 小川多嘉士 岡尾 正雄

地方の治水事業整備に関する意見書

平成5年12月 定例会議決

治水事業は風水害、土砂災害などから市民の生命・財産を守るために、緊急かつ計画的に整備を図る必要がある。

しかしながら、河川・砂防施設の整備状況は、未だ万全なものとはいえず、台風や集中豪雨等により、市内各地で被害が発生しており、その対策が急がれているところである。

また、河川のみならず海岸においても、未だ整備が不十分な箇所が数多く、自然を守りながら豊かな地域づくりを積極的に推進する必要がある。

よって、政府におかれては、平成6年度予算の編成に当たって、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1. 第3次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の推進と予算の大幅な確保を図ること。
2. 治水事業予算の大幅な確保と地方への重点配分を行うこと。
3. 砂防事業予算の大幅な確保を図ること。
4. 河川総合開発予算の大幅な確保を図ること。
5. 第5次海岸事業五箇年計画の推進と予算の大幅な確保を図ること。
6. 事業の推進にあたっては自然保護に努めること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年12月22日

提出者 福本 晃

賛成者 木橋 正昭 岡 明男 小川多嘉士 岡尾 正雄

平成6年

地方バス生活路線運行維持補助制度に関する意見書

平成6年3月 定例会議決

地方バス路線は、地域の住民にとって日常生活に不可欠な交通手段の一つであり、その果たすべき役割と任務は、きわめて大きな期待が持たれている。

しかしながら、モータリゼーションの発達、社会経済の変動などと相まって、輸送需要の大きな変化により地方バスの置かれている立場は年々厳しいものとなり、その結果バス路線の維持が非常に困難となりつつある現状にある。

よって、政府におかれては、地方の実情を十分認識、配慮され、住民の足確保のために現行補助制度を改善・継続し、総合的施策を確立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年3月23日

提出者 山崎 勝義

賛成者 木橋 正昭 岡 明男 小川多嘉士 岡尾 正雄

食料と農業・環境を守り農村の活性化に関する意見書

平成6年3月 定例会議決

我が国においては、近年ますます農業の担い手が減少し自給率は著しく低下するとともに、特に中山間地では高齢化と生産性の低い水田の耕作放棄が進み集落は衰退の一途にある。

また農業は、農産物を生産するだけでなく、保水や洪水防止、空気の浄化など環境保全のために大きな役割を担っており、これらの観点からも足腰の強い農業政策の具体化がいま求められている。

よって、政府におかれては、食料と農業・環境を守り農村の活性化を図るため、次の事項について早急に対処されるよう強く要望する。

記

1. 条件不利地域に対する直接所得補償政策を導入すること。
2. 担い手育成のための就農者助成制度を確立すること。
3. 生産基盤と生活環境整備の促進を図り、農業者の負担を軽減すること。
4. 地域農業振興のための各種助成制度の拡充・新設を図ること。また、農地譲渡税の特別控除の充実や農業生産法人への非課税など農業税制を改正すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年3月23日

提出者 杓子 明

賛成者 木橋 正昭 岡 明男 小川多嘉士 岡尾 正雄

公務員労働者の新賃金早期決定を求める意見書（本文省略）

平成6年9月 定例会議決

農業農村整備事業の促進に関する意見書

平成6年9月 定例会議決

本市においては、これまで米の国内自給施策を前提にした農業の生産基盤整備はもとより、農村整備や農地等保全管理を目的とした各種事業に積極的に取り組んできたところである。

しかしながら、昨年12月のガット・ウルグアイ・ラウンドにおける農業合意など農業を取り巻く情勢は急激に変化しており、これに対処するためには新政策の方向に即した効率的・安定的な経営体の育成や低コスト生産体制を確立するとともに、地域の特色を生かした農村環境の整備により、快適で活力ある農村を建設する必要がある。

ついては、新政策及び第4次土地改良長期計画を早急に実現するために下記事項について強力に推進されるよう要望する。

記

1. 地元負担の軽減に配慮しながら、担い手を支える超省力化が可能な大区画圃場整備や灌漑排水等生産基盤の整備を促進すること。
2. 集落排水事業、農道事業、農村総合公園、中山間総合整備等の生活環境の充実など定住条件向上のための施策を推進すること。
3. 農地防災、農地等保全管理の充実など、災害を未然に防止するための施策を着実に推進すること。
4. 条件不利な地域の圃場整備や中山間総合整備事業等について、国土保全の観点から地元負担の大幅な軽減対策を講じること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年9月27日

提出者 杓子 明

賛成者 岡本 治 岡 明男 岡尾 正雄

「交通マナー日本一小浜」をめざす都市宣言に関する決議

平成6年6月 定例会議決

交通マナーを確立し、悲惨な交通事故から尊い生命と財産を守り、快適で安全な交通社会を確立することは、市民の共通の願いである。

本県は、7年連続して死者が100人を突破したほか、人口10万人当たりの死者数でも、数年来全国ワーストテンの上位に位置するなど不名誉な状況にある。

このような現状を打破するため、県では本年4月から広く県民に交通マナーの向上を訴え、交通死亡事故を減少さ

10. 意見書・決議書一覧

せて福井県のイメージアップを図るため「交通マナー日本一」をめざす運動を展開中である。

よって、市民総ぐるみで思いやりと譲り合いの精神を重んじ、正しい交通ルールと交通マナーを実践し、本市を訪れる人たちに好感を持たれ、かつ秩序ある交通社会の実現のため「交通マナー日本一小浜」をめざす都市宣言を決議する。

平成6年6月21日

提出者 岡本 治

賛成者 福本 晃 岡 明男 小川多嘉士 岡尾 正雄

平成7年

核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書

平成7年3月 定例会議決

今年は広島、長崎への原爆投下から半世紀にあたる年であるが、世界には今なお数多くの核兵器が保有されている。一方で、今も続く原爆と核実験による被害の実情を見ると、核兵器の使用が人類の滅亡に繋がる恐れのあることを示しており、核兵器の全面禁止及び廃絶の国際条約の実現は、世界平和にとって緊急の課題である。

よって、政府におかれては、唯一の被爆国として、核兵器の使用、実験、開発、貯蔵等を禁止する「核兵器全面禁止・廃絶国際条約」を一日も早く締結されるよう、国連をはじめ全世界に積極的に働きかけをされるよう要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年3月22日

提出者 新谷 高司

賛成者 岡本 治 岡 明男 小川多嘉士 岡尾 正雄

戦後補償問題に関する意見書

平成7年3月 定例会議決

今年は戦後50年の節目にあたる年であり、我が国は、戦後の困難に際し、国民全体が丸となって克服し、いまや国際社会においてゆるぎない地位を占めるまでに発展をした。

しかしながら、過去の戦争に起因する広島及び長崎の被爆問題、あるいはシベリア抑留など多くの問題についてはいずれも未解決となっている。

これら戦後の補償問題の解決は、21世紀に向けて世界平和を願う我が国にとって、国際的信用と国内政治の安定のためにも重要な課題であると考えている。

よって、政府におかれては、戦後の補償問題について抜本的な対策を速やかに講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年3月22日

提出者 新谷 高司

賛成者 岡本 治 岡 明男 小川多嘉士 岡尾 正雄

「第6次海岸事業五箇年計画」の策定および推進に関する意見書

平成7年6月 定例会議決

海岸事業は、波浪、侵食等による被害から生命、財産を守り、快適で安心して暮らせる地域社会を実現するための根幹的な社会資本整備である。

特に、福井県は日本海特有の冬季風波等により度々被害を受けており、海岸保全施設の整備が不十分な現状にあって、早急な整備が求められている。

一方、ライフスタイルの変化、観光レクリエーションの多様化に対応し、安全で潤いのある海岸づくりを強力に推進する必要がある。平成7年度は、平成8年度を初年度とする「第6次海岸事業五箇年計画」策定の年である。

よって、政府におかれてましては、平成8年度予算の編成に当たり、下記の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1. 海岸事業を緊急かつ計画的に実施するため、平成8年度を初年度とする「第6次海岸事業五箇年計画」を策定し、海岸事業費の大幅な増額。

2. 平成8年度海岸事業予算における所要事業費の確保。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年6月23日

提出者 石野 保

賛成者

坂本弁護士等失踪事件の捜査に関する意見書

平成7年6月 定例会議決

横浜弁護士会所属の坂本弁護士とその一家が、平成元年11月3日に行方不明になって以来、全く消息がつかめず現在に至っている。

この間、警察当局の必死の捜査によりようやく事件の真相究明が図られようとしている。本事件が、弁護士活動に関連した拉致事件であるとするれば、家族全員を巻き込んだ卑劣極まりない犯罪であるとともに、基本的人権の擁護と社会正義の実現を職務とし言論のみを手段とする弁護士活動を、暴力的行為によって封じ妨害するものである。

これらの事件を未解決のままでは終わらせることがあっては、刑事司法に対する信頼を損ない、わが国の民主主義の根幹を揺るがすことにもなりかねない。

よって、政府におかれましては、これらの失踪事件に対し、より一層充実した捜査体制のもと、強力かつ迅速な捜査を継続し、一刻も早く事件の真相解明に当られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年6月23日

提出者 河端 勝次

賛成者

平成7年度水田営農政策・価格対策に関する意見書

平成7年6月 定例会議決

本市の農業者は、国民に喜ばれる良質米の生産にこれまで取り組んできたところである。

しかし、米をめぐるのは、一昨年の市場開放の容認、米不足による緊急輸入等によって生産者の営農意欲を減退させ、消費者にとっても将来の食料に大きな不安を抱かせるものとなった。

このような情勢の中で、食糧管理法に変わる「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」が施行されることになった。

よって、政府におかれては、農業者が意欲をもって農業に勤しめるよう下記事項について強く要望する。

記

1. 新たな食糧、農業政策の確率を図ること。
2. 平成7年産米の政府買入価格の引き上げを図ること。
3. 新食糧法施行に伴う生産調整による助成水準の確保、ミニマムアクセスによる国産米価格や需給への影響を抑える適切措置、法施行で集出荷・販売に混乱が生じないような措置を講じること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年6月23日

提出者 中野健一郎

賛成者

核実験に反対する意見書

平成7年9月 定例会議決

8月17日の中国の地下核実験に続き、フランスは9月6日に、国際世論の反対を無視し、南太平洋ムルロア環礁で核実験を再開した。

両国の核実験の再開は、それがいかなる理由に基づくことも、いかなる条件が付されようとも、地球環境と生態系を破壊し、人類の生存を脅かす行為である。

さらに、両国の核実験は、核兵器廃絶を求めている国際世論に逆行し、「包括的核実験禁止条約」の締結という新たな国際核秩序の成立に悪影響を及ぼすものである。

わが国が世界唯一の被爆国であることに鑑み、また、「非核平和都市宣言」を行った本市議会としては、あらゆる国のいかなる核実験にも反対するものである。

よって、政府におかれましては、中国、フランス両国政府に対し、核実験即時中止を求めるとともに、今後あらゆる国の核実験に反対されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年9月12日

提出者 木橋 正昭

賛成者 深谷 嘉勝 岡尾 正雄 川畑 潤子

農業農村整備事業の促進に関する意見書（本文省略）

平成7年9月 定例会議決

治水事業の推進に関する意見書（本文省略）

平成7年9月 定例会議決

公務員労働者の新賃金早期決定を求める意見書（本文省略）

平成7年9月 定例会議決

200海里排他的経済水域の全面实施に関する意見書

平成7年12月 定例会議決

平成6年11月に国連海洋法条約が発効し、世界は名実ともに資源管理の時代となり、条約に基づいた排他的経済水域を設定し、沿岸国が200海里内の漁業資源の保全・管理を行うことが必要となっている。

漁業国のほとんどが200海里を実施する中であって、我が国は、これまで韓国並びに中国に対する漁業に関する200海里の適用を保留してきた。

その結果、我が国周辺の海域において資源・漁場の荒廃は深刻化し、我が国漁業経営を大きく圧迫するとともに、永年にわたり取り組んできた「つくり育てる漁業」の大きな障害となっている。

本市海域における韓国・中国漁船による違反、無謀操業が後を絶たず、漁具被害や操業妨害を引き起こし、さらに資源荒廃が進み、本市の漁業に多大の被害を与えている。

さらに、国際的な食料自給見通しを考慮する時、漁業を食料産業として位置付け、我が国周辺水域の資源管理を基本とする持続的利用体制を早急に確立することは、今や、国民的課題となっている。

よって、政府におかれては、国連海洋法条約の批准に併せ、200海里排他的経済水域を全面設定し、漁業に関する管轄権の全面行使体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年12月22日

提出者 中野健一郎

賛成者 木橋 正昭 深谷 嘉勝 岡尾 正雄 川畑 潤子

高速増殖炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故にかかる意見書

平成7年12月 定例会議決

高速増殖炉「もんじゅ」で、去る12月8日二次冷却系のナトリウムが漏えい、空気中の水分と反応し火災を起こすという重大な事故が発生した。

今回の事故は、従来より危惧されていたナトリウム管理に関するものであり、安全管理の根幹に関わる極めて重大な事故である。このような重大な事故が発生したことは、「もんじゅ」の安全性に対する信頼を大きく失墜させ、市民に大きな不安を与えるばかりでなく、極めて遺憾であり強い憤りを感じるどころである。

よって、関係機関におかれては、市民が安心して生活できるよう、下記の事項について対応策を講ずるよう強く要望する。

記

1. ナトリウム漏えいという極めて重大な事故を認識し、徹底的な原因究明を行うとともに、その調査結果の詳細な情報を市民に公開すること。
2. 現在の性能試験計画を白紙に戻し、永久停止を含めた全面的な見直しを行なうこと。
3. 動燃の事故に対する対応、報告、公開などは適切さをかいており極めて不満である。国はこれらのことをふまえて、動燃を厳しく指導監督すること。
4. イメージダウンにつながる風評被害に対し、適切な対応措置を速やかに講じること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年12月22日

提出者 河端 勝次

賛成者 木橋 正昭 深谷 嘉勝 岡尾 正雄 川畑 潤子

定住外国人の地方選挙への参政権に関する決議

平成7年3月 定例会議決

日本国憲法では法のもとの平等をうたっており、国際人権規約などでは内外人すべての平等を定めている。また、人権の保障は世界の平和と安全に繋がるものであり、全人類の願いでもある。定住外国人については、今日まで社会福祉制度を含むいくつかの分野において門戸が開かれるなど待遇も徐々に改善されている。

しかし、地域社会の構成員として納税義務等を果たしているにもかかわらず、選挙への参政権については日本国民と同等になっていないのが現状である。

よって、本市議会は定住外国人に対する地方選挙への参政権の付与について早期に実現されるよう決議する。

以上、決議する。

平成7年3月22日

提出者 新谷 高司

賛成者 岡本 治 岡 明男 小川多嘉士 岡尾 正雄

敬老自治体宣言に関する決議

平成7年3月 定例会議決

我が国は今や世界においても長寿国の一員となり、今後いよいよ高齢化社会が急ピッチで進むものと考えられる。

現在、70歳以上の高齢者の方々は、戦前・戦後の長きにわたり我が国の発展に大きく貢献されてきたところであり、これら高齢者に対し感謝するとともに、高齢者が敬愛され、健康に生活し、今後とも地域社会発展のため大いに活躍されることを期待し、市民全員が一体となり、だれもが安心できる敬老自治体の創造に努力することを宣言する。

以上、決議する。

平成7年3月22日

提出者 新谷 高司

賛成者 岡本 治 岡 明男 小川多嘉士 岡尾 正雄

平成8年

新たな「食料・農業・農村基本法」の制定を求める意見書

平成8年3月 定例会議決

農村基本法が制定されて35年が経過した。

この間、本市の農林漁業、農山漁村を取り巻く環境は大きく変化し、担い手の高齢化や過疎化が進み耕作放棄地の増大、食料自給率の低下、環境問題等大変厳しい状況にある。

一方、わが国では多くの食料を外国に依存しており、国民の間には食料の安全・安定に対して不安感が高まっている。

近い将来、食料・環境の危機が予想される中で食料自給率の向上、農林漁業の再建が重要である。

ついては、下記事項を盛り込んだ農政理念、政策に目標を置く食料・農業・農村基本法を制定されるよう強く要望する。

記

1. 食料自給率の向上、安全な食料の安定的供給を国の基本的役割とすること。
2. 農林水産業の持つ国土・環境保全など公益的機能を位置付けること。
3. 農林漁業の振興による地域経済・社会の活性化を図ること。
4. 農林水産業の生産基盤と生活基盤を一体的に整備すること。
5. 中山間地域の農林業の振興、所得確保で定住化を図ること。
6. 資源の循環による持続可能な農林漁業を目指すこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出すること。

平成8年3月22日

提出者 岡尾 正雄

賛成者 木橋 正昭 深谷 嘉勝 川畑 潤子

寒冷地手当の見直しに関する意見書（本文省略）

平成8年3月 定例会議決

地方分権の実現を求める意見書

平成8年3月 定例会議決

昨年5月、永年にわたる地方公共団体の強い念願であった地方分権推進法が成立し、7月には同法に基づき、政府が作成する地方分権推進計画について具体的な指針を勧告する地方分権推進委員会が発足している。

地方分権推進委員会は、地域づくり部会、くらしづくり部会を設け、多様な行政課題について精力的な検討審議を行い、昨年12月末には「機関委任事務制度を廃止した場合の従前の機関委任事務の取り扱いについて（検討試案）」をとりまとめている。

よって、地方分権推進委員会は、予定されている中間報告において、地方公共団体の総意を踏まえた地方分権の実現について明確な判断と方向を示し、遅くとも本年中に具体的な指針を勧告されるよう強く要望する。

政府は、勧告を受けた際は、速やかに実効性のある地方分権推進計画を作成し、その計画に基づく施策を実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年3月22日

提出者 野村 定彦

賛成者 木橋 正昭 深谷 嘉勝 岡尾 正雄 川畑 潤子

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（本文省略）

平成8年9月 定例会議決

第9次治水事業五箇年計画策定に関する意見書（本文省略）

平成8年9月 定例会議決

道路特定財源の確保に関する意見書

平成8年9月 定例会議決

道路は最も基本的な社会基盤であり、21世紀に向け、国土の均衡ある発展を図るとともに、活力ある地域づくりや、豊かな暮らしづくり、安全で快適な環境づくりを支援するためには、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備を一層促進することが、是非とも必要である。

然るに、わが国の道路の現状は、特に地方において未だ十分でなく、本市においても、近畿自動車道敦賀線をはじめとする高規格幹線道路から市道に至るまでの、道路整備に対する市民の要望は極めて強いものがある。

よって、政府におかれましては、道路整備の重要性を深く認識され、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. ガソリン税、軽油引取税、自動車取得税等の道路特定財源諸税の現行の税率を絶対に堅持するとともに、一般財源の大幅投入により、地方の道路整備財源の充実を図ること。
2. 平成9年度予算の編成にあたっては、第11次道路整備計画の完成達成のため、道路整備費の大幅な拡大確保が図られるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年9月20日

提出者 石野 保

賛成者 村上 一司 深谷 嘉勝 岡尾 正雄 川畑 潤子

公務員労働者の新賃金早期決定を求める意見書（本文省略）

平成8年9月 定例会議決

林野公共事業の促進に関する意見書

平成8年9月 定例会議決

森林は、林産物の供給はもとより、国土の保全、水資源の涵養、生活環境の保全・形成等国民生活にとって重要な役割を果たしており、林野公共事業はこれら森林の有する公益的機能の維持・向上を図るうえで根幹をなす事業である。

特に、本市は70.9%が森林であり積雪地帯であるなどの制約的な条件のもと、間伐等保育管理の徹底、複層林、育成天然林施策等を含めた多様な森林整備を推進するとともに、効率的な林業経営や山村地域の生活環境の改善等に不可欠な林道の整備、さらに災害に強い地域づくりを図るため治山事業を積極的に推進しているところである。

しかしながら、昨今の森林、林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、林業生産活動の停滞等により、手入れ不足の森林が増加し、さらに山地に起因する災害が多発するなど、森林の有する公益的機能の低下が懸念される状況にある。

現在の森林整備事業計画及び第8次治山事業五箇年計画は平成8年度で終了することになっているが、造林事業、林道事業、治山事業の重要性に鑑み、長期視野に立つて計画的に推進することとし、来年度から始まる次期森林整備事業計画及び第9次治山事業五箇年計画を策定し、林野公共事業を強力に推進されるよう、下記事項について強く要望する。

記

1. 次期森林整備事業計画における事業量を大幅に拡充すること。
2. 第9次治山事業五箇年計画における事業量を大幅に拡充すること。
3. 平成9年度造林、林道、治山事業における所要事業費を確保すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年9月20日

提出者 岡尾 正雄

賛成者 村上 一司 深谷 嘉勝 川畑 潤子

平成8年度農業再編、食料、農業、農村対策に関する意見書（本文省略）

平成8年9月 定例会議決

「シートベルト着用日本一・小浜市」運動に関する決議

平成8年12月 定例会議決

交通事故を防止し、安全で住みよいふるさと小浜市づくりは、市民すべての願いである。市民の交通安全意識は高まりつつあるものの、交通事故の発生状況は、関係機関・団体のたゆまぬ努力にもかかわらず依然として増加の傾向にあり、楽観はゆるぎされない情勢にある。

悲惨な交通事故をなくし、住みよいふるさとづくりを目指すため、なお一層、市民の交通マナーの向上、安全運転意識の高揚を図るとともに、乗員の人命保護に極めて有効な、シートベルトの完全着用を強く望むところである。

よって、本市議会は、交通事故の災禍から市民の尊い生命を守り、交通事故のないふるさとづくりのため、市民とともに「シートベルト着用日本一・小浜市」運動を強力に展開することを決議する。

以上、決議する。

平成8年12月20日

提出者 村上 一司

賛成者 深谷 嘉勝 岡尾 正雄 川畑 潤子

平成9年

ロシアタンカー油流出事故に関する意見書

平成9年2月 臨時会議決

去る1月2日未明、島根県沖においてロシア船籍タンカー「ナホトカ」が沈没、我が福井県三国沖にその船首部分が漂着し多量の重油が流出した事故は、本市の沿岸地域に甚大な被害を与えており、とりわけ漁業には、大きな打撃を与えている。

本市では、事故災害対策本部を設置し、県をはじめ関係機関と連携、指導のもとに漁業協同組合、地元住民をはじめとする市民や全国からの温かいボランティア等の協力により漂着油の回収作業に全力を挙げ、取り組んでいるところである。しかし、沈没した船体からは今なお重油が流出しており、季節風の影響で本市に漂着し、その範囲は本市の全ての沿岸に広がるなど予断を許さない極めて深刻な状況である。これに伴う回収作業は長期化が予想され、漂着油を完全に除去する目処が全く立たないのが現状である。

きれいで、豊かな漁場である日本海で発生した今回の事故により漁場の汚染はもとより、漁業者は回収作業のため操業できないなど、本市の漁業に甚大な被害を与えている。また、観光、水産業における風評被害も極めて大きく、住民の不安は増大するばかりである。

よって、政府をはじめ関係機関におかれては、市民の安全な生活と美しい自然、環境の保全復元を図るため、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 流出油等対策

流出油、漂着油及び船底残存油については、早急に回収、抜き取り作業を行うとともに、回収集積重油の迅速かつ適正な処理を行うこと。

10. 意見書・決議書一覧

2. 被害復旧対策

- 1) 漁業被害、漁業施設被害に対し、船主等の完全補償を支援するため適切な外交交渉を行うとともに、財政支援、補償などについて積極的な支援策を講ずること。
- 2) 観光及び水産業など、今回の事故によるすべての風評に対し適切な措置を講ずるとともに、これらの被害に対し財政支援及び補償等の措置を講ずること。
- 3) 被災自治体の災害対策費に対し、特別交付税の交付など、財政支援措置を講ずること。

3. 環境対策

流出油等による環境汚染実態調査及び環境影響の将来予測を速やかに実施するとともに、自然環境の復元措置を講ずること。

4. 再発防止対策

- 1) ロシア政府に対し、事故の原因究明と再発防止の徹底を申し入れるとともに今後船舶の運航については十分な配慮を行うこと。
- 2) 日本海側への油回収船艇の配備など、海難事故発生に常時即応できる体制の確立及び施設整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年2月7日

提出者 村上 一司

賛成者 深谷 嘉勝 岡尾 正雄 川畑 潤子

日韓・日中新漁業協定の早期締結に関する意見書

平成9年3月 定例会議決

昨年7月、我が国において国連海洋法条約が発効し、今年1月より漁獲可能量制度が実施されるなど、我が国は本格的な資源管理体制に移行した。

しかしながら、本市周辺水域において、韓国、中国漁船の違法・無謀操業が一向に改善されず、漁具被害をはじめ操業妨害、資源枯渇は一段と深刻さを増している。

本市の漁業者は、昨年国会における新漁業協定の早期締結についての国会決議と政府間交渉が1年以内に見通しが立たない場合は、現行協定の締結終了を行い、200海里を全面適用することを内容とした、昨年3月の与党合意の実行をよりどころに堪え忍んでいるところである。

よって、政府におかれては、食料供給はもとより地域振興並びに国土保全等の社会的役割をもっている我が国漁業の再生と漁村地域の活性化を図るために、国会決議及び与党合意を確実に実行されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年3月21日

提出者 山本 益弘

賛成者 村上 一司 河端 勝次 山口 貞夫 岡 明男 岡尾 正雄 川畑 潤子

行方不明事件の真相解明を求める意見書

平成9年6月 定例会議決

昭和53年7月に、小浜市内の男女2名が行方不明となる事件が発生し、警察をはじめ関係者の必死の捜索にもかかわらず、いまだに解決されていないままとっている。

ところが、最近になってこの男女2名が拉致された可能性も否定できないとする情報や報道が相次いで出ており、警察庁及び県警察としてもこの事件について強い関心を寄せているとのことである。

一方、同時期に行方不明となった各地の家族らが「被害者家族連絡会」を結成し、政府に真相究明を求める署名活動を展開しているところである。

この事件は、発生から20年を経過したが、この間、悲劇に巻き込まれた両親はじめ家族らの心痛は想像を絶するものがある。また、私たち市民にとっても忘れることのできない事件である。

よって関係行政庁におかれては、この事件に関する情報の真偽を確認するとともに、事件の真相解明について積極的に対応されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年6月16日

提出者 浜岸 利一

賛成者 河端 勝次 山口 貞夫 岡 明男 岡尾 正雄 川畑 潤子 新谷 高司

郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する意見書

平成9年6月 定例会議決

現在、郵政事業は山間辺地を含め全国2万4千余の郵便局ネットワークを通じて郵便、為替貯金、簡易保険業務を

はじめ各種年金の支払事務などの公的サービスを提供することにより、国民生活の安定と福祉の増進に大きく寄与しているところである。

昨今、行財政改革の論議の中で郵政事業の民営化などについて議論されているところであるが、仮にもこの郵便局が提供している郵政三事業が民営化に移行されるとなると、採算性を重視することは明白であり、採算がとれない地方の郵便局が廃止されることが予想され、21世紀を目指して国土の均衡ある発展が強く望まれる今日、地域に与える影響は極めて大きいものがある。

特に、少子・高齢化社会が進展する本市においては、地域内に点在する郵便事業、貯金事業及び簡易保険事業の三位一体となった郵便局こそが、誰もがどこでも利用できる国民共有の生活インフラとしての存在であり、今後もワンストップサービスの拠点としてのより一層のサービスを期待しているものである。

また、郵便貯金、簡易保険の資金は長期安定的な資金として学校、道路、公園、住宅等の各分野における社会資本整備や市民の生活向上に役立っており、民営化ともなれば、今後の社会資本整備に大きな支障をきたすことにもなる。

よって政府におかれては、これら郵政事業の果たす公共的・社会的役割の重要性に鑑み、より一層合理化と時代に即したサービスの向上に努力し、現行の経営形態を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年6月25日

提出者 山本 益弘

賛成者 浜岸 利一 河端 勝次 山口 貞夫 岡 明男 岡尾 正雄 川畑 潤子

新谷 高司

農業農村整備事業とウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の実施に関する意見書

平成9年6月 定例会議決

平成6年12月のウルグアイ・ラウンド農業合意を受けて、我が国の農業・農村に及ぼす影響を極力緩和し、農業・農村を我が国経済社会における基幹的な産業及び地域として次世代に受け継いで行くために、ウルグアイ・ラウンド関連対策が平成7年度から実施されており、現在の農業・農村と我が国の食糧自給率が先進国最低の現状を顧みたととき、必要不可欠な施策であると認識しています。

この関連対策の一つとして、高生産性農業基盤並びに中山間地域の活性化に向けた緊急促進事業として農業農村整備事業が位置付けられ、各種の事業が実施中であり、ウルグアイ・ラウンド対策3ヵ年を経て、着実にその成果が認められている中、地元農業者をはじめ、当小浜市におきましても大きな期待を持って事業に取り組んでいるところでもあります。

然るに、先の財政構造改革会議の最終報告に基づく閣議決定はウルグアイ・ラウンド対策期間の延長、公共事業費の削減並びに農業農村整備事業をはじめとした公共事業費の削減など非常に厳しい内容となっており、地元農業者の農政への不信や営農意欲の減退など、農業の衰退が懸念されるところであります。

よって、国におかれましては「安定した食糧の確保」、「均衡ある国土の発展」を図る観点から、農業農村整備事業の平成10年度予算は確実に計上するとともに、ウルグアイ・ラウンド対策費は従来どおり補正予算にて計上していただきたい。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年6月25日

提出者 山本 益弘

賛成者 浜岸 利一 河端 勝次 山口 貞夫 岡 明男 岡尾 正雄 川畑 潤子

新谷 高司

国有林の民営化に反対し、国有林の再生を求める意見書

平成9年6月 定例会議決

政府は今、林政審議会に於いて、国有林野事業の在り方の根本的な検討に入っています。また、危機的な国有林の現状を踏まえ、民営化論も浮上しています。

しかし、国有林野会計が今日の危機的状況に陥った原因は、官業による非効率性もさることながら、7～8%もの高利な財政投融资、海外の安価な輸入材の影響もあります。国有林という日本の脊梁地帯にある森林、そして53%ものが保安林という国有林の経営に、独立採算制を適用することに重大な問題があったと考えます。今日世界の趨勢は、一般会計化であり、仮に特別会計であっても、不足分は一般会計からの補填方式です。

よって政府は、民営化ではなく、以下の立場から、国有林の再生を図られるよう要望します。

記

1. 国有林は民営化せず、国の管理監督のもとで、再生されたい。
2. 荒廃した山の再生に取り組むため、事業収入は挙げて植林・育林等に充て、その他の経費及び累積債務は、一般会計で補填すること。
3. 現在進めている改善計画を見直し、国有林の再生のためにも営林署の統廃合をやめ、林野庁の持つ機能を最大限

10. 意見書・決議書一覧

に活用させること。

4. 森林再生問題を、林業関係者・山間地域だけに留めず、下流域も含め、その公益性や国土保全・環境保護の視点から、国民的課題として林業の在り方を見直すこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年6月25日

提出者 山本 益弘

賛成者 浜岸 利一 河端 勝次 山口 貞夫 岡 明男 岡尾 正雄 川畑 潤子

新谷 高司

公共交通規制緩和に関する意見書

平成9年6月 定例会議決

国民生活に必要な不可欠なバス・鉄道等公共交通機関は、今、地方において過疎化の進行やマイカーの普及とあいまって、その経営は厳しく存続が危ぶまれている。

バス・鉄道の使命は、多くの人命を預かり、あわせて通勤・通学や児童・身体障害者・高齢者などの足を確保することであり、このことが地域住民の生活にとって必要であり重要な課題である。また、地域活性化の核として大きな役割を担っていることから、規制緩和は、公共・公益性の維持と安全輸送・公正競争・利用者利便の向上・良質な労働力の確保などを基礎として、社会福祉の観点に立ち、各種規制の見直しを図るべきである。

よって、次の事項について慎重に取り扱われるよう強く要望する。

記

1. バス・鉄道等に関する需給調整規制の見直しにあたっては、公共・公益性の特質性を重視し、慎重に対処すること。
2. 社会的に守られるべき安全で安定した交通網の維持と、良質な輸送サービスの確保のため、社会的諸施策を強化すること。
3. 地域住民に必要な不可欠な地方鉄道・乗合バスの生活路線の維持方策を福祉政策と位置づけ、諸制度を確立するとともに、関係者の意見・要望などを充分反映できる中央・地方レベルでの協議会等を設置すること。
4. 事業者の資質の確保と、継続性の観点から、安易な参入・撤退を防ぐための基準の確立を図ること。
5. 需給調整規制の見直しにあたっては、その環境・社会的に守られるべき条件整備、利用者保護・周知徹底など十分な保障が確立された後とすること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年6月25日

提出者 新谷 高司

賛成者 浜岸 利一 河端 勝次 山口 貞夫 岡 明男 岡尾 正雄 川畑 潤子

木橋 正昭

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（本文省略）

平成9年9月 定例会議決

第4次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定と積極的な推進を求める意見書

平成9年9月 定例会議決

急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ災害から国民の生命・財産を守り、国土を保全して安全で豊かなるおいのある地域づくりをするため、最も優先的に実施すべき根幹的事业であり、緊急かつ計画的に整備を図ることが必要である。

本市においても、急傾斜地崩壊防止施設の整備を図っているものの、集中豪雨により発生する恐れが高いがけ崩れに対する対応は、いまだ十分とは言えない状況にあり、その対策が急がれているところである。

よって、政府におかれては、平成10年度を初年度とする「第4次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画」を策定し、大幅な投資規模を確保し、安全で快適な地域社会の基盤の形成に向けて計画的な急傾斜地崩壊防止施設の整備、良好な生活環境の形成など、急傾斜地崩壊対策事業を強力に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年9月18日

提出者 中野健一郎

賛成者 浜岸 利一 河端 勝次 山口 貞夫 新谷 高司 岡 明男 岡尾 正雄

川畑 潤子

道路特定財源の確保に関する意見書（本文省略）

平成9年9月 定例会議決

公務員労働者の新賃金早期決定を求める意見書（本文省略）

平成9年9月 定例会議決

平成9年度農業再編、食料・農業・農村に関する意見書（本文省略）

平成9年9月 定例会議決

嶺南広域行政組合（仮称）の設立並びに嶺南地域鉄道整備に係る
基金の早期造成に関する決議

平成9年2月 臨時会議決

交通網の整備、充実が求められている今日、広域交通網の整備の推進が急務である。それに伴い嶺南の地域づくりが重要となり、嶺南8市町村が共同して種々の地域振興策を展開していくことが必要となる。

さらに、地方分権が進み市町村に権限が委譲された場合、各種の事務を共同して処理する受け皿が必要となってくる。

このため、地域振興策を展開していくうえで法人格をもった広域行政機構「嶺南広域行政組合（仮称）」を設立することが必要である。

また、琵琶湖・若狭湾リゾートライン鉄道建設及び小浜線電化並びに敦賀までの直流化等の嶺南地域鉄道整備については、事業の早期実現に向けた地元の熱意と強い意思を示すため、3事業の整備を目的とする基金を設置する必要がある。

ついては、これらの重要な課題に対応するため、嶺南広域行政組合（仮称）の設立による地域振興施策の展開並びに嶺南地域鉄道整備に係る基金の早期造成について積極的に取り組まれるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成9年2月7日

提出者 村上 一司

賛成者 深谷 嘉勝 岡尾 正雄 川畑 潤子

「お年寄りにやさしい街づくり交通安全宣言」に関する決議

平成9年6月 定例会議決

日々発達を続ける自動車交通社会の中にあつて、日常生活上最も驚異となる交通事故を未然に防止し、安全で快適な街をつくることは、小浜市民すべてが強く願うところである。

しかしながら、本格的な長寿社会の到来により、郷土の発展につくされた高齢者が交通事故の被害者となり、また高齢ドライバー自らが交通事故を起こす形態が年々増加傾向にある。

高齢化社会が一層進展する21世紀を目前にひかえ、人と車が共存し、ともに発展する成熟した長寿社会をつくりあげるためには、高齢者に対する交通安全思想の普及、啓発を市民総ぐるみで推進するとともに、交通安全施設の充実等、高齢者のための安全できめの細かい交通環境づくりが求められるところである。

よって、高齢者にやさしい安全で住みよい街づくりに行政と市民が一体となって取り組むべく、ここに本議会は「お年寄りにやさしい街づくり交通安全宣言」を決議する。

平成9年6月25日

提出者 浜岸 利一

賛成者 河端 勝次 新谷 高司 岡 明男 山口 貞夫 岡尾 正雄 川畑 潤子

広域営農団地農道整備事業若狭西部地区の早期実現に関する決議

平成9年9月 定例会議決

小浜市、大飯町、名田庄村、高浜町を含む若狭西部地域は、本県の最西端に位置し、そのうえ中山間地域であるなどの諸条件により、営農及び広域農道等流通体系の整備が遅れ、地域の農業拡大に大きな障害となっている。

このような実情を踏まえ、若狭西部地域の活力ある農業を実現するため、地域の連携による産地化や付加価値の高い農産物の生産及び流通化など、地域の農業体系の再構築を内容とする21世紀を展望した広域営農団地整備計画を定めたところである。

しかしながら、昨今、国における「財政構造改革の推進方策」に基づく閣議決定は、農業農村整備事業をはじめと

10. 意見書・決議書一覧

した公共事業枠の削減など、農業者にとって非常に厳しい内容になっている。このことは、若狭地域の活性化を大きく阻害し、当地域の農業農村の衰退を招くものと憂慮している。

よって、「安定した食糧の確保」、「均衡ある地域の発展」を図る観点から、広域営農団地農道整備事業若狭西地区を早期に実現されるよう決議する。

平成9年9月18日

提出者 浜岸 利一

賛成者 河端 勝次 山口 貞夫 新谷 高司 岡 明男 岡尾 正雄 川畑 潤子

平成10年

新たな基本法制定に向けた食料・農業・農村政策に関する意見書（本文省略）

平成10年6月 定例会議決

「国民の祝日に関する法律」改正を求める意見書

平成10年9月 定例会議決

余暇は日常の仕事から離れて休息をとり、心身ともにリフレッシュする時間であるとともに、人生を充実させるためのさまざまな活動を行うことが可能な時間である。

近年、国民の間にも余暇や生活のゆとりを重視する考え方が浸透し、労働時間の短縮や週休二日制の普及などにより、余暇時間も拡大してきたが、連続休暇の取得は依然として低調である。

このような状況のもとで、「ゆとりのある生活」、「真に豊かな余暇」をめざすための有効な方策の一つが「一部祝日の月曜日指定化」である。これは祝日の数を増やすことなく、現在14日ある国民の祝日のうち、いくつかを月曜日に指定することによりまとまった自由時間を創出するというものである。これにより、ゆとりある生活スタイルの実現、家族とのふれあいの機会の増加、ボランティア活動などの余暇活動の充実、休暇の分散化による混雑・渋滞の緩和、地域の活性化や経済波及効果等が期待され、その実現は極めて意義深いものである。

よって「国民の祝日に関する法律」を改正し、現在14日ある国民の祝日の一部を月曜日に指定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成10年9月22日

提出者 岡 明男

賛成者 中野健一郎 木橋 正昭 深谷 嘉勝 杓子 明 岡尾 正雄 川畑 潤子

福井県立小浜水産高等学校の存続発展に関する意見書

平成10年9月 定例会議決

福井県立小浜水産高等学校は、水産教育の嚆矢として、明治28年に全国に先がけてこの小浜の地に産声を上げた。以来100有余年にわたる水産教育を通しての人材教育により、卒業生は福井県はもとより、全国各地の産業界で指導的役割を果たしており、地域社会の担い手として活躍している。

また、小浜水産高等学校では体験学習を重視し、他校にはない特色ある実習を通じて気力旺盛な産業人を育成している。それが水産教育の特徴でもあり、大きな成果を上げていく。先般、専門高校のあり方を検討してきた文部大臣の諮問機関「理科教育及び産業教育審議会」が、インターンシップの本格導入を求める答申を出しているが、小浜水産高等学校ですでに十数年も前からインターンシップを教育内容に取り入れる先駆的な取り組みをして大きな成果を上げている。

ただ近年、社会経済情勢の大きな変化とともに、少子化社会の到来により生徒数の減少等、高等学校教育をめぐる諸情勢は厳しさを増してきている。とりわけ水産教育を取り巻く状況に厳しいものがあることも事実である。しかし、少子化社会での生徒数減少や経済効率ということで、いたずらに学校存続云々を論じることは、後世に禍根を残すことになりかねない。この地域にとって貴重な教育資産である小浜水産高等学校を継承・発展させることが、地域の活性化にもつながるものと確信するものである。

21世紀は海洋の時代と言われている。美しいリアス式海岸を有する嶺南地域には、福井県水産試験場・福井県栽培漁業センターや日本栽培漁業協会小浜事業場があり、かつ日本海唯一の水産学研究所の拠点である福井県立大学生物資源学部海洋生物資源学科を擁している。福井県高等学校教育問題協議会の答申にもあるように、「福井県立大学との連携」を深める中で、北陸・近畿地方はもちろん、全国をも視野に入れた環日本海時代に対応した特色ある海洋性高等学校の実現が望まれている。

よって、福井県立小浜水産高等学校を存続させることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成10年9月22日

提出者 岡 泰宏

賛成者 中野健一郎 木橋 正昭 岡 明男 杓子 明 岡尾 正雄 川畑 潤子

公務員労働者の新賃金早期決定を求める意見書（本文省略）

平成10年9月 定例会議決

道路特定財源の確保に関する意見書（本文省略）

平成10年9月 定例会議決

平成11年

食料・農業・農村政策に関する意見書（本文省略）

平成11年6月 定例会議決

保育施策の拡充を求める意見書

平成11年6月 定例会議決

わが国の少子・高齢化は他の国に例をみないスピードで進み、経済・社会に及ぼす影響が問題となっている。

少子化への対応は子供たちが健やかに育つ社会、誰もが安心して産み育てられる社会、男女がともに仕事と育児が両立できる調和とゆとりある職場・家庭・地域生活の実現に向けて社会環境を整備することである。とりわけ男女労働者が子供を持って仕事と家庭を両立させるためには、保育施策を中心とする子育て支援策の充実が不可欠とできない。

学童保育については、法制化はされたものの具体的施策は遅れており、不十分なものとなっている。これらのことが働きながら子供を持ちたいと願う親たちの大きな不安となっている。

一方、平成7年度から推進されてきたエンゼルプラン・緊急保育対策5か年事業は、平成11年度で計画が終了することになっている。緊急保育対策5か年事業は、平成11年度で乳児保育や一時保育などが目標に達していないと、延長保育なども補助内容が不十分なことから、目標値に到達しないことが予測されている。

多様な保育ニーズに対応した保育サービスと学童保育の拡充を図るため、下記の施策を講じるよう強く要望するのである。

記

1. 多様な保育ニーズに対応する質の高い保育サービスの提供など、子育て環境の整備を図るといふ児童福祉法改正の趣旨・公的責任に基づいて、保育施策の充実を図るよう、平成12年度以降も緊急保育対策事業を拡充し、継続すること。また、各自治体の「児童育成計画」策定を促し、その財政支援策を講じること。
2. 保育施策の充実に必要な財源は、利用者負担の増大ではなく公費増を図ること。そのため保育料水準の設定については、以下の措置を講じること。
 - 1) 公費増による軽減を図ること。とりわけ3歳未満児の保育料の軽減を図ること。
 - 2) 保育料のアップとなる乳児区分の設定は行わないこと。
 - 3) 具体的な保育料設定は、低所得者や中間層・若年層に配慮した設定とすること。
3. 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や夜間保育、休日保育等の保育施策を充実すること。また、そのための予算を確保・拡充すること。
 - 1) 延長保育については、以下の措置を講じること。
 - ア. 公的責任を後退させることなく、各保育所で実施できるよう補助内容を改善すること。
 - イ. 利用者負担の増となる公費削減は行わないこと。
4. 最低基準については、以下の措置を講じること。
 - 1) 子供たちが健やかに育つ環境を確保するため、保育士・調理員・施設・設備の最低基準の改善を図ること。
 - 2) 最低基準の弾力化は、保育の質の低下を来さないよう慎重に行うこと。
5. 学童保育については、児童館や学校の空き教室利用など地域の実状に応じて工夫し、時間の延長、対象年齢を小学校6年生までとするなど、早急に施策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年6月21日

提出者 荒木 弘

賛成者 石野 保 小堂 清之 富永 芳夫 岡尾 正雄 岡 明男 深谷 嘉勝

宮崎治宇蔵

道路特定財源の確保に関する意見書（本文省略）

平成11年9月 定例会議決

公務員労働者の新賃金早期決定に関する意見書（本文省略）

平成11年9月 定例会議決

聴覚障害者の社会参加を制限する欠格条項の早期改正を求める意見書

平成11年9月 定例会議決

昭和56年の国際障害者年は、「完全参加と平等」をテーマに掲げ、障害者に対する差別をなくし、障害者の社会参加と平等の保障を強く提唱している。

しかしながら、現行の医師法、薬剤師法などでは、「耳が聞こえない者、口がきけない者」を欠格事由とし、聴覚障害者に資格や免許を与えないなどの制限を設けている。

現在、政府は平成7年に策定した障害者プラン「ノーマライゼーション7か年戦略」において、障害者に対する差別や偏見を助長するような用語、資格制度における欠格条項の見直しを行うこととし、中央障害者施策推進協議会において検討を進めているが、ノーマライゼーションの理念を具現化するため、聴覚障害者を欠格事由とする法律や間接的に社会参加を制限する法律の一日も早い改正が望まれる。

よって、政府におかれては、聴覚障害者の社会参加をより一層促進するため、欠格条項を有する法律等を早期に改正されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年9月22日

提出者 荒木 弘

賛成者 石野 保 小堂 清之 富永 芳夫 岡尾 正雄 岡 明男 深谷 嘉勝

宮崎治宇蔵

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（本文省略）

平成11年9月 定例会議決

小中高等学校「30人以下学級」の推進等に関する意見書

平成11年9月 定例会議決

現在、授業についていけない子、不登校、いじめなど憂慮すべき事態が進行しつつある。このような中、平成10年9月の中央教育審議会答申においても、子供の個性を伸ばし豊かな心を育むため、学校の自主性・自立性を確立し、自らの判断で学校づくりに取り組むことができるよう学校及び教育行政に関する制度等を見直す必要があるとしている。子供を取り巻く環境の急激な変化の中、山積する教育課題に対応するため、適正規模の少人数学級の実現が是非とも必要となる。

よって、政府におかれては、かかる実情を考慮され、第6次（高校第5次）教職員配置改善計画を速やかに実施するとともに「30人以下学級」の早期実現を柱とする新たな「標準法」を策定し、更にいじめ、不登校などの教育課題への対応、へき地校や障害児学級への配慮等、子どもの発達段階を考慮した弾力的な教職員加配を速やかに行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年9月22日

提出者 荒木 弘

賛成者 石野 保 小堂 清之 富永 芳夫 岡尾 正雄 岡 明男 深谷 嘉勝

宮崎治宇蔵

乳幼児医療費無料化制度の確立を求める意見書

平成11年9月 定例会議決

「子どもが病気の時、安心して病院にかかれるように」と乳幼児医療費無料化の運動が全国各地で広がり、今では多くの自治体で何らかの医療費助成を行うまでに至っている。

一方、出生率が低下する中、安心して子どもを産み育てられる環境をつくることは国の責務である。厚生白書によると理想の子どもの数は2.53人（平成9年）であるのに対し、理想の数の子どもをもてないのは「育てるのにお金がかかる」「教育にお金がかかる」という理由が7割を超えている。子育て中の若い世帯は収入が低く、「少子化」へ

の対策としても社会的な支援策の強化が求められている。

また、子どもの権利条約では、子どもたちが最高水準の健康を享受する権利があることをうたっている。

よって、子どもたちの健やかな成長を社会的に保障し、若い父母が安心して子育てができるよう、乳幼児医療費無料化を国の制度として確立することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年9月22日

提出者 荒木 弘

賛成者 石野 保 小堂 清之 富永 芳夫 岡尾 正雄 岡 明男 深谷 嘉勝

宮崎治宇蔵

北陸新幹線若狭ルートの堅持並びに早期実現に関する決議

平成11年6月 定例会議決

北陸新幹線は、日本海国土軸の形成や環日本海時代の到来に向けて欠くことのできない重要な基幹インフラであり、沿線地域の飛躍的な振興発展を図る上で大きな効果をもたらすものである。

先の阪神・淡路大震災において幹線交通網の長期間にわたる被災分断により、わが国全体の社会経済活動に大きな混乱をもたらしたことは記憶に新しいところであり、東海道新幹線の完全な代替補充機能を確保するという観点から、北陸新幹線若狭ルートの意義があらためて再確認されたところである。

本ルートは北陸地域をはじめとする日本海沿岸地域と関西圏との連携強化はもとより、本県の嶺南と嶺北の一体化を促進し、特に嶺南地域の産業・経済・文化等の活性化に大きく貢献するものである。

また、若狭地域は原子力発電所15基を有する日本最大の電力供給地域であり、国策に寄与しているこの地域を、国土の均衡ある発展から取り残してはならない。

従って、来るべき21世紀に飛躍する夢と希望に満ちた地域づくりを目指すうえで、欠くことのできない若狭ルートは、既に昭和48年に閣議決定されたものであり、財源不足・早期建設を理由に短絡的な政策転換（軌道修正）は決して許されるものではない。

よって、県民の悲願である北陸新幹線若狭ルートの一日も早い実現を図るため、早期に敦賀―大阪間について整備計画どおりの駅・ルートを公表されることを強く要請する。

以上、決議する。

平成11年6月16日

提出者 石野 保

賛成者 中野健一郎 小堂 清之 荒木 弘 岡尾 正雄 岡 明男 深谷 嘉勝

宮崎治宇蔵

平成12年

J Rバスに対する公的補助の制限撤廃を求める意見書

平成12年6月 定例会議決

J Rバス各事業者の経営状況は極めて深刻な事態となっており、加えて平成13年度からは現行の需給調整規制を廃止する規制緩和が実施され、乗合バスの参入と退出が自由となる。また旧国鉄から民営化された事業者によって運行されているバス路線に対しては、自治体からの補助制度の適用が制限されている。よって、政府におかれては、地域住民の重要な生活基盤である路線バスの維持を図るため、J Rバス各事業者に対する当該制限の撤廃を行うよう強く求める。

提出者 山本 益弘

賛成者 松尾 剛 小堂 清之 荒木 弘 岡尾 正雄

道路特定財源の確保に関する意見書

平成12年6月 定例会議決

本市においては、「快適で住みよい社会基盤の形成をめざして」をテーマにまちづくりを推進しており、その目的達成のためには道路網の整備が必要不可欠である。よって、政府におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

1. 道路特定財源を堅持し、一般財源化あるいは道路以外の用途へ転用することなく、その全額を道路整備に充当すること。
2. 平成13年度においては、道路整備特別会計を堅持するとともに、予算の確保を図ること。
3. 市町村道の整備を促進するため、地方の道路財源を充実強化すること。

提出者 松尾 剛

賛成者 小堂 清之 荒木 弘 岡尾 正雄

保育所の職員配置にかかる最低基準の抜本的改善を求める意見書

平成12年6月 定例会議決

保育所運営の基本となる職員配置にかかる「最低基準」については、主要諸外国と比べても極めて低い基準となっている。また、保育所は幼い子どもの生命を長時間にわたって預かる施設であることから、職員配置基準の改善は焦眉の課題といえる。よって、政府におかれては、保育所職員配置にかかる「最低基準」の抜本的改善を図ることを強く要望する。

提出者 荒木 弘

賛成者 松尾 剛 小堂 清之 西本 正俊 岡尾 正雄